

令和 6 年 7 月 2 5 日 招集

定 例 教 育 委 員 会 提 出 議 案

唐 津 市 教 育 委 員 会

# 目 次

## 1 議案

|                                                           |      |
|-----------------------------------------------------------|------|
| 議案第30号 唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する<br>条例制定に係る意見について         | … 1  |
| 議案第31号 唐津市近代図書館条例施行規則及び唐津市相知図書館条<br>例施行規則の一部を改正する規則制定について | … 12 |
| 議案第32号 令和7年度使用教科用図書（一般図書）の採択について                          | … 27 |

## 2 協議事項

|                                                 |      |
|-------------------------------------------------|------|
| (1) 唐津市小中学校特別教室（図画工作室・家庭科室等）空調設備整備計<br>画の策定について | … 28 |
| (2) 外町公民館の移転改築方針について                            | … 34 |
| (3) 相知図書館移転に係る今後の方針について                         | … 37 |

## 3 報告事項

|                     |      |
|---------------------|------|
| (1) 教育長報告           |      |
| (2) 各課報告事項          |      |
| ① 共催及び後援について（教育総務課） | … 40 |
| ② 教育委員会行事予定（教育総務課）  | … 42 |
| (3) その他             |      |

## 4 その他

次回の定例教育委員会の日程について（案）

日 時 令和6年8月20日（火）14時00分から

会 場 唐津市役所 大手口別館6階 会議室

### 議案第 30 号

唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定に係  
る意見について

令和 6 年 9 月市議会定例会に上程する唐津市都市コミュニティセンター条例の一  
部を改正する条例について教育委員会の意見を求める。

令和 6 年 7 月 25 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣康

提案理由 唐津市都市コミュニティセンターの社会体育館及び唐津市児童館の廃  
止に伴い、令和 6 年 9 月市議会定例会へ唐津市都市コミュニティセンタ  
ー条例の一部を改正する条例を提出するに当たり、教育委員会へ意見を  
求めるものである。

## 条 例 案 の 概 要

### 1 条例案の題名

唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

### 2 改正理由

唐津市都市コミュニティセンターの社会体育館及び唐津市児童館の廃止に伴い改正するもの

### 3 改正内容

- (1) 社会体育館の廃止に伴い、第4条の設置に係る規定を削除し、別表中の社会体育館使用料に係る規定を削除する。
- (2) 唐津市児童館の廃止に伴い、第3条第2号を削る。

### 4 施行期日

令和6年11月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

## 唐津市条例第 号

### 唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

唐津市都市コミュニティセンター条例（平成１７年条例第３０５号）の一部を次のように改正する。

第３条中第２号を削り、第３号を第２号とし、同条第４号中「前３号」を「前２号」に改め、同号を同条第３号とする。

第４条を削り、第５条を第４条とし、第６条から第８条までを１条ずつ繰り上げる。

第９条中「第７条」を「第６条」に改め、同条を第８条とし、第１０条を第９条とする。

第１１条第１項中「第９条」を「第８条」に改め、同条を第１０条とする。

第１２条第１項ただし書中「社会体育館を使用する場合及び」を削り、同条を第１１条とする。

第１３条を第１２条とし、第１４条を第１３条とし、第１５条を第１４条とする。

別表を次のように改める。

#### 別表（第１１条関係）

| 区分                          | 金額（１室につき１時間当たり） |
|-----------------------------|-----------------|
| 大会議室（２００平方メートル以上）           | ２，２００円          |
| 会議室（１００平方メートル以上２００平方メートル未満） | １，６００円          |
| その他の会議室（１００平方メートル未満）        | ６００円            |

備考 利用時間に１時間に満たない端数があるときは、これを１時間に切り上げる。

#### 附 則

この条例は、令和６年１１月１日から施行する。ただし、第３条の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

## 議案第 3 0 号参考資料

### 唐津市都市コミュニティセンター条例の一部改正新旧対照表

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(事業)</p> <p><b>第 3 条</b> センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>前 2 号</u>に定める事業のほか、唐津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業</p> <p>(運営委員会の設置)</p> <p><b>第 4 条</b> 略</p> <p>(運営委員会の組織等)</p> <p><b>第 5 条</b> 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p><b>第 6 条</b> 略</p> <p>(利用の制限)</p> <p><b>第 7 条</b> 略</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p><b>第 8 条</b> 教育委員会は、<u>第 6 条</u>の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又はその利用を制</p> | <p>(事業)</p> <p><b>第 3 条</b> センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に規定する児童館事業</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前 3 号</u>に定める事業のほか、唐津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業</p> <p><u>(社会体育館の設置)</u></p> <p><b>第 4 条</b> <u>市民の体育の振興と文化の向上を図るため、センターに社会体育館を設置する。</u></p> <p>(運営委員会の設置)</p> <p><b>第 5 条</b> 略</p> <p>(運営委員会の組織等)</p> <p><b>第 6 条</b> 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p><b>第 7 条</b> 略</p> <p>(利用の制限)</p> <p><b>第 8 条</b> 略</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p><b>第 9 条</b> 教育委員会は、<u>第 7 条</u>の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又はその利用を制</p> |

7

## 第9条 略

**第10条** 利用者は、第8条の許可を取り消し、若しくは停止されたときは、原状に回復して返還しなければならない。

(使用料)

2 及び 3 略

第12条 略

第13条 略

第14条 略

別表（第11条関係）

| <u>区分</u>                          | <u>金額（１室につき１時間当たり）</u> |
|------------------------------------|------------------------|
| <u>大会議室（２００平方メートル以上）</u>           | <u>2,200 円</u>         |
| <u>会議室（１００平方メートル以上２００平方メートル未満）</u> | <u>1,600 円</u>         |
| <u>その他の会議室（１００平方メートル未</u>          | <u>600 円</u>           |

(1) 及び (2) 略

## 第 10 条 略

**第11条** 利用者は、第9条の許可を取り消し、若しくは停止されたときは、原状に回復して返還しなければならない。

(使用料)

2 及び 3 略

### 第13条 略

## 第14条 略

第 15 条 略

別表（第12条関係）

| 1 会議室等使用料                   |                 |
|-----------------------------|-----------------|
| 区分                          | 金額（1室につき1時間当たり） |
| 大会議室（200平方メートル以上）           | 2,200 円         |
| 会議室（100平方メートル以上200平方メートル未満） | 1,600 円         |

|    |                                     |              |              |
|----|-------------------------------------|--------------|--------------|
| 満) | その他の会議室（１００平方メートル未満)                | 600 円        |              |
| 備考 | 利用時間に１時間に満たない端数があるときは、これを１時間に切り上げる。 |              |              |
|    | 2 社会体育館使用料                          |              |              |
|    | 区分                                  | 金額           |              |
|    |                                     | 専用利用（１時間当たり） | 個人利用（２時間当たり） |
|    | 一般                                  | 930 円        | 110 円        |
|    | 生徒及び児童                              | 460 円        | 50 円         |
| 備考 | 利用時間に端数が生じたときは、その端数の時間は、次により処理する。   |              |              |
|    | (1) 専用利用において１時間に満たないとき 1 時間         |              |              |
|    | (2) 個人利用において２時間に満たないとき 2 時間         |              |              |

# ○唐津市都市コミュニティセンター条例

平成17年1月1日  
条例第305号

(設置)

第1条 市民の相互理解と親睦を深め、人間性豊かな社会の実現を図るため、都市コミュニティセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 唐津市都市コミュニティセンター

位置 唐津市和多田海士町3274番地3

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)に規定する公民館事業
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童館事業
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)に規定する働く婦人の家事業
- (4) 前3号に定める事業のほか、唐津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業

(社会体育館の設置)

第4条 市民の体育の振興と文化の向上を図るため、センターに社会体育館を設置する。

(運営委員会の設置)

第5条 住民の参加と民主的運営を図るため、唐津市都市コミュニティセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(運営委員会の組織等)

第6条 運営委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 有識者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選により定める。

5 前各項に定めるもののほか、運営委員会の組織運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の制限)

第8条 教育委員会は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物若しくは附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障又はそのおそれがあると認められるとき。

(許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、第7条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則等に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、利用する権利を他に譲渡し、又は転貸することができない。

(原状回復義務)

第11条 利用者は、第9条の許可を取り消し、若しくは停止されたときは、原状に回復して返還しなけ

ればならない。

- 2 利用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長がこれを行い、その費用を当該利用者から徴収する。

(使用料)

第12条 センターの使用料は、無料とする。ただし、利用者は、社会体育館を使用する場合及び第3条に掲げる事業以外の目的で利用する場合は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

- 2 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- 3 市長は、公用又は公益上の目的のため利用する場合で特別の事由があると認めるときは、第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(費用の負担)

第13条 利用中に建物又は附属品を破損し、又は汚損し、若しくは滅失したときは、利用者は、直ちにその旨を届けて市長の裁定する額を弁償しなければならない。

(損害の責任)

第14条 この条例に基づく処分により生じた損害について、市は、その責めを負わない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、センターの管理等に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の唐津市都市コミュニティセンター条例(昭和50年唐津市条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年条例第25号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第34号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(公の施設の使用料等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、第1条、第2条、第4条、第6条、第10条から第12条まで、第14条、第17条、第19条、第21条から第24条(別表第3備考の改正規定を除く。)まで、第30条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第45条、第47条、第50条及び第53条から第57条までの規定による改正前の唐津市ひれふりランド条例、唐津市浜玉町世代間交流センター条例、唐津市肥前町福祉センター条例、唐津市高齢者ふれあい会館条例、唐津市火葬場条例、唐津市浜玉農山村改善センター条例、唐津市肥前農産物加工施設条例、唐津市ふるさと会館条例、唐津市観光公園等条例、唐津市名護屋城茶苑条例、唐津市呼子観光物産館条例、唐津市厳木温泉佐用姫の湯条例、唐津市浜崎祇園山囃子保存会館条例、唐津市都市公園条例、唐津市公民館条例、唐津市民会館条例、唐津市肥前文化会館条例、唐津市相知交流文化センター条例、唐津市都市コミュニティセンター条例、唐津市厳木コミュニティセンター条例、唐津市農漁民センター条例、唐津市星賀わんぱくハウス条例、唐津市古代の森会館条例、唐津市埋門ノ館条例、唐津市都市青年の家条例、唐津市七山鳴神の丘ふれあい館条例、唐津市鳴神温泉なのゆ条例、唐津市高齢者センター条例、唐津市港湾施設管理条例、唐津市旧唐津銀行条例、唐津市民交流プラザ条例、唐津市呼子台場都市漁村交流施設条例及び唐津市水産会館条例の規定に基づいて利用の許可を受けている者の使用料等については、なお従前の例による。

附 則(平成31年条例第7号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に規定する日から施行する。

(公の施設の使用料等に関する経過措置)

- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う利用の許可に係る使用料又は占用の許可に係る

占用料について適用し、施行日前に行う利用の許可に係る使用料又は占用の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(令和4年条例第49号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第12条関係)

(令4条例49・全改)

1 会議室等使用料

| 区分                          | 金額(1室につき1時間当たり) |
|-----------------------------|-----------------|
| 大会議室(200平方メートル以上)           | 2,200円          |
| 会議室(100平方メートル以上200平方メートル未満) | 1,600円          |
| その他の会議室(100平方メートル未満)        | 600円            |

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

2 社会体育館使用料

| 区分     | 金額           |              |
|--------|--------------|--------------|
|        | 専用利用(1時間当たり) | 個人利用(2時間当たり) |
| 一般     | 930円         | 110円         |
| 生徒及び児童 | 460円         | 50円          |

備考 利用時間に端数が生じたときは、その端数の時間は、次により処理する。

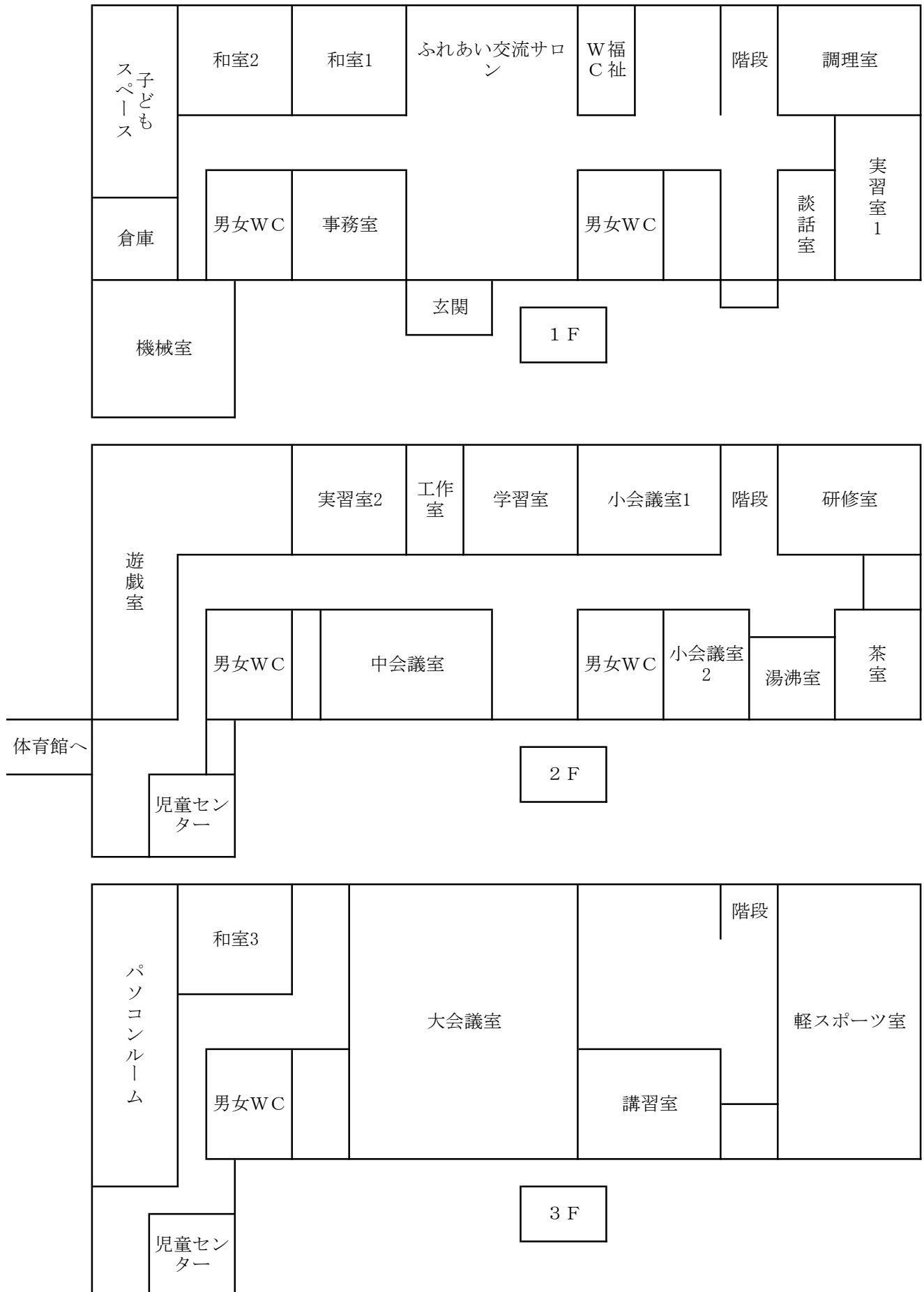
(1) 専用利用において1時間に満たないとき 1時間

(2) 個人利用において2時間に満たないとき 2時間

都市コミュニティセンター 配置図



都市コミュニティセンター施設配置図



### 議案第 31 号

唐津市近代図書館条例施行規則及び唐津市相知図書館条例施行規則の  
一部を改正する規則制定について

唐津市近代図書館条例施行規則及び唐津市相知図書館条例施行規則の一部を改正  
する規則を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 7 月 25 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する  
法律の一部改正に伴いマイナンバーカード連携登録手続が変更されたた  
め、規則を改正するものである。

## 規 則 案 の 概 要

### 1 規則案の題名

唐津市近代図書館条例施行規則及び唐津市相知図書館条例施行規則の一部を改正する規則

### 2 改正理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴いマイナンバーカード連携登録手続が変更されたため、規則を改正するもの

### 3 規則案の内容

現在の施行規則では、マイナンバーカードに図書館利用者カードとして使用できる機能を登録する際のマイナンバーカードは「マイキープラットフォームにマイキーIDが登録されているものに限る。」となっているが、新しい連携登録手続では、マイキーIDが未発行の場合は、登録時に自動で発行されることとなった。

よって、「マイキープラットフォームにマイキーIDが登録されているものに限る。」を削除する。

### 4 施行期日

公布の日から施行する。

## 唐津市教育委員会規則第 号

唐津市近代図書館条例施行規則及び唐津市相知図書館条例施行規則の  
一部を改正する規則

(唐津市近代図書館条例施行規則の一部改正)

**第 1 条** 唐津市近代図書館条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 50 号）の  
一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「マイキープラットフォーム（同項に規定する個人番号カード  
を様々なサービスを呼び出す共通ツールとして利用するための情報基盤をい  
う。）にマイキー ID が登録されているものに限る。」を削る。

(唐津市相知図書館条例施行規則の一部改正)

**第 2 条** 唐津市相知図書館条例施行規則（平成 24 年教育委員会規則第 8 号）の一  
部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「マイキープラットフォーム（同項に規定する個人番号カード  
を様々なサービスを呼び出す共通ツールとして利用するための情報基盤をい  
う。）にマイキー ID が登録されているものに限る。」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 議案第 3 1 号参考資料

唐津市近代図書館条例施行規則の一部改正新旧対照表（第1条関係）

| 改                                                                                                                                                                                                           | 正 | 案 | 現                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 行 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| (図書館資料の貸出利用)                                                                                                                                                                                                |   |   | (図書館資料の貸出利用)                                                                                                                                                                                                                                                                                     |   |
| 第6条 略                                                                                                                                                                                                       |   |   | 第6条 略                                                                                                                                                                                                                                                                                            |   |
| 2 略                                                                                                                                                                                                         |   |   | 2 略                                                                                                                                                                                                                                                                                              |   |
| 3 第1項第1号及び第2号に規定する個人で利用者登録した者（以下「個人情報」という。）であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（<br><br>以下「マイナンバーカード」という。）<br>に図書館利用者カードとして使用できる機能を登録しようとするものは、館長に申し込み、当該機能の登録を受けなければならない。 |   |   | 3 第1項第1号及び第2号に規定する個人で利用者登録した者（以下「個人情報」という。）であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（ <u>マイキープラットフォーム（同項に規定する個人番号カードを様々なサービス呼び出す共通ツールとして利用するための情報基盤をいう。）にマイキーIDが登録されているものに限る。</u> 以下「マイナンバーカード」という。）<br>に図書館利用者カードとして使用できる機能を登録しようとするものは、館長に申し込み、当該機能の登録を受けなければならない。 |   |
| 4～7 略                                                                                                                                                                                                       |   |   | 4～7 略                                                                                                                                                                                                                                                                                            |   |

## 議案第 31 号参考資料

## 唐津市相知図書館条例施行規則の一部改正新旧対照表（第2条関係）

| 改                                                                                                                                                                                                           | 正 | 案 | 現                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 行 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| (図書館資料の貸出利用)                                                                                                                                                                                                |   |   | (図書館資料の貸出利用)                                                                                                                                                                                                                                                                                     |   |
| 第6条 略                                                                                                                                                                                                       |   |   | 第6条 略                                                                                                                                                                                                                                                                                            |   |
| 2 略                                                                                                                                                                                                         |   |   | 2 略                                                                                                                                                                                                                                                                                              |   |
| 3 第1項第1号及び第2号に規定する個人で利用者登録した者（以下「個人情報」という。）であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（<br><br>以下「マイナンバーカード」という。）<br>に図書館利用者カードとして使用できる機能を登録しようとするものは、館長に申し込み、当該機能の登録を受けなければならない。 |   |   | 3 第1項第1号及び第2号に規定する個人で利用者登録した者（以下「個人情報」という。）であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（ <u>マイキープラットフォーム（同項に規定する個人番号カードを様々なサービス呼び出す共通ツールとして利用するための情報基盤をいう。）にマイキーIDが登録されているものに限る。</u> 以下「マイナンバーカード」という。）<br>に図書館利用者カードとして使用できる機能を登録しようとするものは、館長に申し込み、当該機能の登録を受けなければならない。 |   |
| 4～7 略                                                                                                                                                                                                       |   |   | 4～7 略                                                                                                                                                                                                                                                                                            |   |

○唐津市近代図書館条例施行規則

平成17年1月1日  
教育委員会規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、唐津市近代図書館条例(平成17年条例第311号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、唐津市近代図書館(以下「近代図書館」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平27教委規則10・一部改正)

(職員)

第2条 近代図書館に館長、司書、学芸員その他必要な職員を置く。

(休館日)

第3条 近代図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。ただし、こどもの日は除く。
  - (3) 年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日)
  - (4) 図書館館内整理日(毎月第1水曜日)
  - (5) 図書館特別整理期間(毎年7日以内で教育長が定める期間)
  - (6) 美術ホールについては、前各号のほか展示品入替期間等館長が必要と認める日
- 2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設定することができる。

(平19教委規則12・平24教委規則7・平30教委規則3・一部改正)

(開館時間)

第4条 近代図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日及びこどもの日は午前10時から午後6時までとする。
  - (2) 上記以外の日は午前10時から午後7時までとする。ただし、美術ホールについては午前10時から午後6時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(平19教委規則12・全改、平24教委規則7・平28教委規則5・一部改正)

(入館者の遵守事項)

第5条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 近代図書館の図書館資料を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (2) 近代図書館の施設、設備、展示品若しくは図書館資料等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に規定する身体障害者補助犬以外の動物及び危険物を持ち込まないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所での喫煙、飲食を行わないこと。
- (5) 許可なく物品等の販売、宣伝、あっせん、寄附募集及びそれに類する行為をしないこと。
- (6) 他の利用者の迷惑となる行為を行わないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。

(平27教委規則10・一部改正)

(図書館資料の貸出利用)

第6条 図書館資料の館外貸出しを受けることができるものは、次のとおりとする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内又は東松浦郡玄海町に居住する者
  - (2) 市内に通勤し、又は通学する者
  - (3) 市内の事業所、学校その他の団体(以下「団体」という。)
- 2 図書館資料の貸出しを受けようとするものは、次に掲げる所定の利用者登録手続きを行い、図書館利用者カード(第1号様式)の交付を受けなければならない。
- (1) 前項第1号に該当する者は、住所、氏名及び生年月日が明らかな本人を証明するものを提示しなければならない。ただし、中学生以下の利用者は、保護者の氏名を必要とする。
  - (2) 前項第2号に該当する者は、前号に定めるもののほか、市内に通勤し、又は通学する証明となるものを提示しなければならない。
  - (3) 前項第3号に該当するものは、住所、団体名、代表者名及び利用対象者を記載した団体利用者登録を申請し、館長の承認を得なければならない。

- 3 第1項第1号及び第2号に規定する個人で利用者登録した者(以下「個人利用者」という。)であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(マイキープラットフォーム(同項に規定する個人番号カードを様々なサービスと呼び出す共通ツールとして利用するための情報基盤をいう。))にマイキーIDが登録されているものに限る。以下「マイナンバーカード」という。)に図書館利用者カードとして使用できる機能を登録しようとするものは、館長に申し込み、当該機能の登録を受けなければならない。
- 4 前項の規定により機能の登録をするときは、マイナンバーカード及び図書館利用者カードを提出しなければならない。
- 5 図書館資料の貸出しを受けるときは、本人が図書館利用者カード又は第3項の規定により図書館利用者カード機能登録を受けたマイナンバーカードを提示しなければならない。
- 6 利用者登録の内容に変更が生じたときは、速やかに変更内容の証明となるものを提示し、登録変更手続きをしなければならない。
- 7 館長は、その資格の喪失を確認したもの又は最後の貸出利用の日から10年間貸出利用がないものに対して、その資格を除籍することができる。
- (令3教委規則6・令5教委規則17・一部改正)

(図書館利用者カード譲渡等の禁止)

第7条 図書館利用者カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又はこれを不正に使用してはならない。

2 前項の規定に違反したときは、当該図書館利用者カードを無効とする。

(図書館利用者カードの紛失及び再交付)

第8条 図書館利用者カードを紛失したときは、速やかに館長にその旨を届け出るとともに、再交付の手続きをしなければならない。

(図書館利用者カードの有効期限)

第9条 図書館利用者カードの有効期限は、次のとおりとする。

(1) 個人利用者は、登録の日から5年後の誕生日までとする。ただし、登録者が確認書類を提示し、その資格があると申し出た場合、館長は、当該有効期限を資格があると確認した日から5年後の誕生日まで更新する。

(2) 第6条第1項第3号に規定する団体で利用者登録をしたものは、登録の日から2年間とする。

(令3教委規則6・令5教委規則17・一部改正)

(貸出数量及び期間)

第10条 同時に貸出しする図書館資料の数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

| 区分    | 個人貸出  |       | 団体貸出   |       |
|-------|-------|-------|--------|-------|
|       | 数量    | 期間    | 数量     | 期間    |
| 図書等   | 10点以内 | 2週間以内 | 300点以内 | 6月間以内 |
| 視聴覚資料 | 2点以内  | 2週間以内 | 2点以内   | 2週間以内 |

2 前項の規定による個人貸出の貸出期間は、他の利用者の妨げにならない場合に限り、1週間延長することができる。

(平30教委規則6・一部改正)

(貸出しの制限)

第11条 貴重図書、郷土資料、官報、新聞その他館長が特に指定した図書館資料は、貸出しを行わない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 館長は、貸出期間の経過後なお図書館資料を返納しないものその他この規則及び近代図書館の管理上必要な指示に従わないものに対しては、図書館資料の貸出しを一定期間停止することができる。

(貸出文庫)

第12条 館長は、市内の小学校、中学校及び公民館に貸出文庫を設け、500点以内の図書を必要に応じ配本することができる。

2 貸出文庫の登録は、第6条第2項第3号に規定する団体利用者登録に準じ、館長が行う。

(複写)

第13条 図書館資料の複写をしようとする者は、複写する図書館資料を提示し、許可を受けなければならない。

2 複写についての著作権法(昭和45年法律第48号)上の責任は、当該複写を申し出た者が負わなければならない。

3 館長は、著作権法に違反するとき、又は複写が不適当と認めるときは、図書館資料の複写を許可しないことができる。

4 複写に要する費用は、利用者の負担とする。  
(入場券の交付)

第14条 教育長は、美術ホール入場料(以下「入場料」という。)を納入した者に対し、美術ホール入場券(第2号様式)又は美術ホール団体入場券(第3号様式)を交付する。

2 教育長は、第22条第1項第2号に規定する者に対し、美術ホール特別入場券(第4号様式)を交付する。  
(平27教委規則10・一部改正)

(美術ホールの利用の申請)

第15条 条例第5条の規定による利用許可を受けようとする者は、美術ホール利用許可申請書(第5号様式)を教育長に提出しなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。

2 教育長は、前項の美術ホール利用許可申請書に必要と認める書類を添付させることができる。

3 第1項の申請は、美術ホールを利用しようとする日の属する年度の前年度の10月31日までに行わなければならない。ただし、教育長が必要と認めるときは、この限りでない。

(平27教委規則10・追加)

(美術ホールの利用の許可)

第16条 教育長は、前条第1項の申請に係る利用を許可したときは、美術ホール利用許可書(第6号様式)を交付する。

(平27教委規則10・追加)

(美術ホールの利用の取消し)

第17条 美術ホールの利用の許可を受けた者(以下「美術ホール利用者」という。)が利用の取り消しをしようとする場合には、あらかじめ美術ホール利用取消し届(第7号様式)を教育長に提出しなければならない。

(平27教委規則10・追加)

(美術ホールの利用時間)

第18条 美術ホールの利用時間は、利用の許可を受けた時間内とし、準備及び利用に係る施設等の原状回復に要する時間を含むものとする。

(平27教委規則10・追加)

(美術ホール利用者の遵守事項)

第19条 美術ホール利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 危険物又は動植物等を持ち込まないこと。

(2) 火気を使用する行為をしないこと。

(3) 許可なく物品等の販売、宣伝、あっせん、寄附募集及びそれに類する行為をしないこと。

(4) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。

(5) 美術ホールの施設、設備及び器具等の利用を終えたときは、これを原状に復し、職員の点検を受けること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上の必要から職員が行う指示又は指導に従うこと。

(平27教委規則10・追加)

(特別な設備)

第20条 美術ホール利用者は、美術ホールに特別な設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、唐津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に認めたときは、この限りでない。

2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、美術ホール利用者の負担において特別な設備をさせることができる。

3 前2項に規定する設備は、利用許可期限満了前に美術ホール利用者の負担において撤去し、原状に復さなければならない。

(平27教委規則10・追加)

(使用料の納付)

第21条 使用料は、利用の開始までに納付しなければならない。

(平27教委規則10・追加)

(入場料の減免基準等)

第22条 条例第9条の規定による入場料の減免の基準及び範囲は、次のとおりとする。

- (1) 有料入場者20人以上の団体 1人につき2割相当額
  - (2) 展示品出品者又は教育長が運営上必要と認める者 全額
  - (3) 教育計画に基づき観覧する市内の小中学校の児童又は生徒及びこれらの引率者 全額
  - (4) 心身障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者又は知的障害者で療育手帳の交付を受けているものをいう。以下同じ。)又は精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。)を主たる構成員とする市内の団体が入場するとき 全額
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める者 市長が相当と認める額
- 2 前項第5号の規定により入場料の減免を受けようとする者は、入場料減免申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の入場料減免申請により減免の許可をしたときは、入場料減免許可書(第9号様式)を申請者に交付する。

(平24教委規則7・一部改正、平27教委規則10・旧第15条繰下・一部改正)

(使用料の減免基準等)

第23条 条例第9条の規定による使用料の減免の基準及び範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市又は教育委員会が主催し、又は共催する展覧会に利用するとき 全額
- (2) 市内の学校その他教育機関が展覧会に利用するとき 全額
- (3) 心身障害者又は精神障害者を主たる構成員とする市内の団体が展覧会に利用するとき 全額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき 市長が定める額

(平27教委規則10・追加、令6教委規則9・一部改正)

(使用料の減免申請)

第24条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、美術ホール使用料減免申請書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市又は教育委員会が主催し、又は共催する展覧会に利用する場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の使用料の減免を許可したときは、美術ホール使用料減免許可書(第11号様式)を申請者に交付する。

(平27教委規則10・追加)

(使用料の返還)

第25条 条例第10条ただし書の規定により使用料を返還する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 災害又は美術ホール利用者の責めに帰さない事由により美術ホールの利用ができなくなったとき 全額
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき 市長が定める額
- 2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、美術ホール使用料返還申請書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

(平27教委規則10・追加)

(損傷等の届出)

第26条 条例第11条の規定により近代図書館の施設、設備、展示品若しくは図書館資料等を破損し、滅失し、又は汚損した者は、直ちにその旨を付して損傷(滅失)届(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

(平27教委規則10・追加)

(出品物に対する賠償)

第27条 天災地変その他避けることのできない理由により、出品物が損傷し、又は滅失したときは、市はその賠償責任を負わない。

- 2 前項に定める場合を除き、出品物が損傷し、又は滅失したときは、市長は直ちに修復し、又は適当な評価に基づき賠償金を支払う。

(平27教委規則10・旧第16条繰下)

(寄贈及び寄託)

第28条 館長が必要と認めるときは、図書館資料又は美術品の寄贈及び寄託を受けることができる。

- 2 寄贈及び寄託を受けた図書館資料又は美術品は、他の図書館資料又は美術品と同等に取り扱うことができる。

(平27教委規則10・旧第17条繰下)

(会議室等の利用の申請)

第29条 近代図書館の会議室その他の附属施設(以下「会議室等」という。)は、図書館活動に利用するものに利用させることができる。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、図書館活動以外に利用するものに利用させることができる。

(平19教委規則12・一部改正、平27教委規則10・旧第18条繰下)

第30条 前条の規定により、会議室等を利用しようとするものは、会議室等利用承認申請書(第14号様式)を館長に提出しなければならない。

(平27教委規則10・旧第19条繰下・一部改正)

(会議室等の利用の許可)

第31条 館長は、会議室等の利用申請内容を審査し、支障がないと認めるときは、申請者に対し利用を許可するものとする。

(平27教委規則10・旧第20条繰下)

(補則)

第32条 この規則に定めるもののほか、近代図書館の利用及び運営に関し必要な事項は、唐津市教育委員会が別に定める。

(平27教委規則10・旧第21条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の唐津市近代図書館条例施行規則(平成4年唐津市教育委員会規則第10号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年教委規則第12号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年教委規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の唐津市近代図書館条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成27年教委規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間に美術ホールを利用する場合における第15条第3項の適用については、同項中「前年度の10月31日までに」とあるのは、「10月31日までに」とする。

附 則(平成28年教委規則第5号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(平成30年教委規則第3号)

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則(平成30年教委規則第6号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和3年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年教委規則第17号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(唐津市近代図書館条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の唐津市近代図書館条例施行規則第9条の規定は、この規則の施行の日以後の登録又は更新に係る有効期限に適用し、同日前までに行われた登録又は更新に係る有効期限については、なお従前の例による。

附 則(令和6年教委規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
  - 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の唐津市近代図書館条例施行規則の規定に基づき申請された使用料の減免については、なお従前の例による。
  - 3 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 第1号様式(第6条関係)

○唐津市相知図書館条例施行規則

平成24年5月24日  
教育委員会規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、唐津市相知図書館条例(平成17年条例第312号)第7条の規定に基づき、唐津市相知図書館(以下「相知図書館」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 相知図書館に、館長、司書その他必要な職員を置く。

(休館日)

第3条 相知図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。ただし、こどもの日は除く。
  - (3) 年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日)
  - (4) 図書館館内整理日(毎月第1水曜日)
  - (5) 図書館特別整理期間(10月6日から同月10日まで)
- 2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設定することができる。

(開館時間)

第4条 相知図書館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(入館者の遵守事項)

第5条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 相知図書館の資料を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (2) 相知図書館の資料、備品及び施設設備を汚損又は損傷しないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所での喫煙、飲食を行わないこと。
- (4) 他の利用者の迷惑となる行為を行わないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。

(図書館資料の貸出利用)

第6条 図書館資料の館外貸出しを受けることができるものは、次のとおりとする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内又は東松浦郡玄海町に居住する者
  - (2) 市内に通勤し、又は通学する者
  - (3) 市内の事業所、学校その他の団体(以下「団体」という。)
- 2 図書館資料の貸出しを受けようとするものは、次に掲げる所定の利用者登録手続きを行い、図書館利用者カード(第1号様式)の交付を受けなければならない。
- (1) 前項第1号に該当する者は、住所、氏名及び生年月日が明らかな本人を証明するものを提示しなければならない。ただし、中学生以下の利用者は、保護者の氏名を必要とする。
  - (2) 前項第2号に該当する者は、前号に定めるもののほか、市内に通勤し、又は通学する証明となるものを提示しなければならない。
  - (3) 前項第3号に該当するものは、住所、団体名、代表者名及び利用対象者を記載した団体利用者登録を申請し、館長の承認を得なければならない。
- 3 第1項第1号及び第2号に規定する個人で利用者登録した者(以下「個人利用者」という。)であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(マイキープラットフォーム(同項に規定する個人番号カードを様々なサービス呼び出す共通ツールとして利用するための情報基盤をいう。))にマイキーIDが登録されているものに限る。以下「マイナンバーカード」という。)に図書館利用者カードとして使用できる機能を登録しようとするものは、館長に申し込み、当該機能の登録を受けなければならない。
- 4 前項の規定により機能の登録をするときは、マイナンバーカード及び図書館利用者カードを提出しなければならない。
- 5 図書館資料の貸出しを受けるときは、本人が図書館利用者カード又は第3項の規定により図書館利用者カード機能登録を受けたマイナンバーカードを提示しなければならない。
- 6 利用者登録の内容に変更が生じたときは、速やかに変更内容の証明となるものを提示し、登録変更手続きをしなければならない。

7 館長は、その資格の喪失を確認したもの又は最後の貸出利用の日から10年間貸出利用がないものに対して、その資格を除籍することができる。

(令3教委規則7・令5教委規則17・一部改正)

(図書館利用者カード譲渡等の禁止)

第7条 図書館利用者カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又はこれを不正に使用してはならない。

2 前項の規定に違反したときは、当該図書館利用者カードを無効とする。

(図書館利用者カードの紛失及び再交付)

第8条 図書館利用者カードを紛失したときは、速やかに館長にその旨を届け出るとともに、再交付の手続をしなければならない。

(図書館利用者カードの有効期限)

第9条 図書館利用者カードの有効期限は、次のとおりとする。

(1) 個人利用者は、登録の日から5年後の誕生日までとする。ただし、登録者が確認書類を提示し、その資格があると申し出た場合、館長は、当該有効期限を資格があると確認した日から5年後の誕生日まで更新する。

(2) 第6条第1項第3号に規定する団体で利用者登録をしたものは、登録の日から2年間とする。

(令3教委規則7・令5教委規則17・一部改正)

(貸出数量及び期間)

第10条 同時に貸出しする図書館資料の数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

| 区分    | 個人貸出  |       | 団体貸出   |       |
|-------|-------|-------|--------|-------|
|       | 数量    | 期間    | 数量     | 期間    |
| 図書等   | 10点以内 | 2週間以内 | 300点以内 | 6週間以内 |
| 視聴覚資料 | 2点以内  | 2週間以内 | 2点以内   | 2週間以内 |

2 前項の規定による個人貸出の貸出期間は、他の利用者の妨げにならない場合に限り、1週間延長することができる。

(平30教委規則6・一部改正)

(貸出しの制限)

第11条 貴重図書、郷土資料、官報、新聞その他館長が特に指定した図書館資料は、貸出しを行わない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 館長は、貸出期間の経過後なお図書館資料を返納しないものその他この規則及び相知図書館の管理上必要な指示に従わないものに対しては、図書館資料の貸出しを一定期間停止することができる。

(複写)

第12条 図書館資料の複写をしようとするものは、複写する図書館資料を提示し、許可を受けなければならない。

2 複写についての著作権法(昭和45年法律第48号)上の責任は、当該複写を申し出た者が負わなければならない。

3 館長は、著作権法に違反するとき、又は複写が不相当と認めるときは、図書館資料の複写を許可しないことができる。

4 複写に要する費用は、利用者の負担とする。

(寄贈及び寄託)

第13条 館長が必要と認めるときは、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 寄贈及び寄託を受けた図書館資料は、他の図書館資料と同等に取り扱うことができる。

(会議室等の利用の申請)

第14条 相知図書館の会議室その他の附属施設(以下「会議室等」という。)は、図書館活動に利用するものに利用させることができる。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、図書館活動以外に利用するものに利用させることができる。

第15条 前条の規定により、会議室等を利用しようとするものは、会議室等利用承認申請書(第2号様式)を館長に提出しなければならない。

(会議室等の利用の許可)

第16条 館長は、会議室等の利用申請内容を審査し、支障がないと認めるときは、申請者に対し利用を

許可するものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の唐津市相知図書館条例施行規則の規定によりなされた  
手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成30年教委規則第6号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和3年教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年教委規則第17号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(唐津市相知図書館条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の唐津市相知図書館条例施行規則第9条の規定は、この規則の施行の日以  
後の登録又は更新に係る有効期限に適用し、同日前までに行われた登録又は更新に係る有効期限につ  
いては、なお従前の例による。

第1号様式(第6条関係)

# 令和6年5月28日(火)から 図書館利用者カードとマイナンバーカード の連携が新しくなります！

**法改正(偽造カード使用防止)のため  
マイナンバーカード連携登録手続きが新しくなります**



## 図書館利用者カードとマイナンバーカード連携の手続きに必要なもの

- ・図書館利用者カード
- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの暗証番号

【備考】

### ※初回のみ

- ・利用者証明用電子証明書の番号(4桁)
- ・必要に応じ、券面事項入力補助の番号(4桁)

- ・マイキープラットフォームに利用者本人の生年月日が登録されます。
- ・利用者自身による事前のマイキーID 発行は不要になりました。

新しい仕組みでは、マイキーID が未発行の場合、自動発行されます。

マイキーID 発行済みの場合、そのマイキーID はそのままご使用できます。

※マイキープラットフォームとは、図書館利用者カードの番号等とマイナンバーカードの「マイキーID」を紐づけ、マイナンバーカード1枚でさまざまなサービスを利用できるようにするシステムです。

※マイキーID とは、マイナンバーカードに搭載された IC チップ内の利用者証明用電子証明書を利用して、本人が任意で作成する ID です。

## 【お知らせ】

- ・**令和6年5月27日(月)以前**に図書館利用者カードとマイナンバーカード連携をした人も、再度、新しい仕組みでの連携手続きが必要です。
- お手数をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。